

# 令和6年度能登半島地震で影響を受けた事業者向け支援策

直接被害、キャンセル等で売上が下がった等の間接被害を受けた（受けている）事業者が対象

支援策名	支援内容
(災害支援枠) 小規模事業者持続化補助金	被災事業者が取り組む復旧や経営改善への取り組みに対し補助。 100～200万円（補助率2/3）
なりわい再建支援事業	施設や設備の復旧を支援 最大3億円（補助率3/4） ※詳細は別紙参照
コロナ債務返済負担軽減策	リスク時の追加保証料なし、二重債務問題への対応 信用保証協会特別相談窓口設置
資金繰り支援	日本政策金融公庫災害特別貸付（直接・間接被害、業況悪化） 最大3億円、金利0.9%引き下げ
伴走支援型特別保証	コロナ借換保証—保証料を0.2%まで引き下げ
融資保証	一般保証と別枠の限度額で融資額100%を保証 さらに別枠の限度額で融資額を100%保証
雇用調整助成金 (災害特別対応)	雇用調整助成金の助成率引き上げ 中小企業2/3→4/5 至急日数延長 100日/年→300日/年 休業等規模要件緩和 1/20以上→1/40以上
失業手当給付	災害によって事業所が休止した場合にも雇用保険の失業手当支給

追加支援策が出ましたら、会議所ホームページにて随時更新していきます。

## 事業継続力強化計画

いざというときに従業員の命を守り、早期営業再開に対応できる事業継続力強化計画の認定を目指しましょう。自然災害や感染症の流行など、事業活動の継続に支障をきたす事態への事前対策として、事業継続力強化計画策定が重要です。

商工会議所では計画策定へのサポートをしていますので、ご相談ください。

被災事業者対象の特別相談窓口を糸魚川商工会議所が設置しました。

復旧、事業再建、経営改善に向け、経営をサポートしていますのでご相談ください。

## なりわい再建支援事業

令和6年能登半島地震で店舗や工場、倉庫等や機械設備等が破損した中小企業者へ復旧費用等を補助する制度が予定されています。（公募開始は会議所ホームページでお知らせいたします）  
該当し、補助を希望される方は下記をご準備してください。

### 制度概要（予定。募集開始時に内容が変更となる場合があります）

補助上限 3億円

補助率 中小企業・小規模事業者 3／4以内

中堅企業等 1／2以内

### 事前に準備すること

以下の書類があると補助金申請手続きが円滑にできます

《原則として、被災施設等と同等の施設・設備の復旧（原状回復）が補助金の対象になります。現状の建物が使用できない状況の場合は建て直しも認められる場合があります。》

★発災後の被害状況（施設・設備ごと）の写真の撮影・保管

★「罹災証明書」または「被災届出証明書」の取得←糸魚川市役所に写真を持って届け出してください

★被災施設・設備の所有を証明できる書類等の保管

（例）固定資産台帳（建物、設備）、任意自動車保険証（車両）

※公募開始前に復旧工事に着手される事業者は上記に加えて

①復旧に要した見積書（原則相見積り）

②復旧が完了した方は「契約書」、「請求書」、「領収書」の保管

申請書の作成は、商工会議所がサポートします。先ずはご相談ください。

**災害対応特別融資制度があります。キャンセル等で資金繰りが厳しい事業者はお問い合わせください**